

別 紙

公開概要書

受付日	令和 8 年 7 月 28 日	回答日	令和 8 年 8 月 5 日	担当課	税務課
意 見 等 の 内 容	職員の指導を改めてお願いします。 あらゆる機関を通じても回答をしなかった理由を確認（検証）すること。				
回 答 の 内 容	令和 8 年 7 月 22 日及び令和 8 年 7 月 28 日にお手紙にて貴重なご意見をお寄せいただき、厚くお礼申し上げます。 まず、令和 8 年 7 月 28 日に本庁舎にお越しいただいたおりに職員の対応が十分でなく、ご不快な思いをされたこととお詫び申し上げます。 ご意見を受け、あらためて職員に状況を確認し、指導してまいりました。 さて、令和 8 年 7 月 22 日付の市長への手紙につきましては、先日のご来庁時に固定資産評価基準の解釈についての説明により、ご理解いただいたうえで回答は不要とのことでありましたので、改めて回答はいたしません。令和 8 年 7 月 28 日付の市長への手紙にあります「あらゆる機関を通じても回答をしなかった」件につきまして確認した結果、次のとおりであったと報告を受けております。 令和 8 年 6 月 23 日に総務省島根行政監視行政相談センター（以下、「同センター」といいます。）より電話連絡があり、ご質問の 3 点について聞き取りを受け、その際に回答したとのことです。 その後、令和 8 年 6 月 29 日に同センターより、お手紙を下された方のご意見やご要望を伺った結果、回答は不要とのことであったため、担当課からはその内容に沿って対応したとのことです。 その経緯がどのようにお手紙を下された方へ伝わったかは承知しておりませんが、確認が十分でなかったことにより、結果として行き違いを生じさせたことにつきまして、お詫び申し上げます。 また、固定資産評価審査委員会への審査申出につきましては、現在、鋭意対応しております。 市民の皆様からいただくご意見やご指摘は、適切な行政運営を行う上で重要なものであると認識しております。今後とも、市民の皆様にご理解をいただけるよう分かりやすく丁寧な説明に努めるとともに、職員への周知・指導を行い、適切な行政運営に努めてまいります。				